

議第二百二十四号

令和五年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和五年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金一、五九三、七九六、六〇二円を次のとおり処分するものとする。

令和六年九月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 資本金への組入れ 六三二、三一四、〇三二円
- 二 減債積立金の積立て 五一七、〇五七、九〇九円
- 三 建設改良積立金の積立て 四四四、四二四、六六二円

